

名古屋北部民商ニュース

発行：2025年4月28(月) No.617

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

会員どうしの交流を深め民商を強くしよう！

「久しぶり」「元気だった?」と会話も弾む

4月20日(日)全県統一行動デー、名古屋北部民商は小塩会長はじめ7人が参加し、会員や対象者を訪問しました。小塩さん、林さんの組は、小塩会長の地元の会員6人と読者1人、対象者3人を訪問。「税務調査の10の心得」のパンフレットを渡しながら、「申告を税理士に依頼している場合でも、納税者の権利についてしっかり勉強したほうがいいよ」「インボイスのことなど、分からないことは民商に聞いてください」と対話。安



藤さん、豊田事務局の組は、3月に入会したばかりの会員や、最近税務調査になった会員など9人を訪問。どこでも「久しぶり、よく来てくれた」と歓迎されました。前田香代子さん、楠支部長の森さん、松原事務局の3人は、山田支部の役員を訪問。「お米高いよね、どうしてる?」「婦人部総会でコメ問題の学習会やるから来てね」など会話が弾みました。「まわりで困った人がいたら民商に紹介を」と依頼も忘れずにしてきました。12時30分からは、13民商が参加してオンライン交流会。1日で県下118人が参加し、すでに目標ポイント達成間近な民商も。北部民商も力を合わせて頑張らしましょう。

国税局に対し、税法をもとに堂々とものが言えた!

3月末に入会したAさんは、4月15日に自宅を訪れた国税局職員に対し、理不尽な要求を跳ね返したことで、「営業の展望も湧き、一安心、民商に入ってよかった」と話しました。この交渉には、事務局も20分ほど立ち合いました。

Aさんは、5年遡及の調査で、2000万円以上の追徴課税に。その後、法人を設立し、役員報酬から、毎月7万納付の「職権型・換価の猶予」に。Aさんは、名古屋国税局の担当署員から、①個人の換価の猶予を申請するには、法人の担保が必要②換価の猶予も、この一年以内で、全額を払わないと、換価の猶予が取消にすると言われ続けていました。さらに設立した法人の税金納付も多額なため、それが払えない場合は、個人の換価の猶予にも影響すると脅しまがいの発言。法人の売掛を差し押さえる可能性もちらつかせ、分納も許されない圧力を感じ、家族のカードで借りて納付する羽目に。民商での相談のなかで、この間の国税局の対応が、税法や猶予通達、「納税の猶予の取扱要領」から、どうなのかを検証。署員が自宅へ来た時の話し合いでは、「①の担保については、『適当な担保がない場合…、担保を徴することによって、事業や生活に著しい支障が生じる場合等々では、担保は不要』とされているのに、何故、Aさんの場合は、換価の猶予の必要条件のように、求められたのか②についても、『猶予通達』で、『1年以内に完納が見込まれない場合』『1年を超える部分の金額は猶予期間の最終月の分割納付金額として処理するものとする』と記されていて、2年目以降の延長にも対応する仕組みになっているのに、1年以内としか、説明しなかったのか?と事務局と一緒に質していきました。「そもそも、猶予通達の目的である『納税者から即時に納付することが困難である旨の申し出等があった場合には実情を十分調査し、納税者に有利な方向で納税猶予等の活用をはかるように配慮する』というスタンスに立っているのか」とその対応をたずねました。

署員から、「換価の猶予と、法人の担保は全く別です」と明言させ、「2年目も毎月7万円を納付してもらえれ

大型連休に伴うお知らせ

商工新聞は、5/5付が休刊です。4/28付、5/12付は通常通りです。
(5/12号は5/7-8に配達係の方へおろします)

事務所は土日・祝日は休み。メーデー(5/1)は、集会参加のため、事務所はお休みです。
(5/1夜は三役会をおこないます)

